

●香川県告示第471号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定する。

平成20年10月31日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所在地	埋立地の区分
香産-20	<p>綾歌郡綾川町西分字下青井谷217番1、217番2、218番1、218番2、218番3、218番4、218番5、218番6、218番7、218番8、218番9、218番10、218番12、218番13、218番14、218番15、218番16、218番17、219番1、219番2、219番3、219番4、219番5、219番6、219番7、219番8、219番9、219番10、219番11、219番12、219番13、219番14、219番15、219番16、219番17、219番18、219番19、219番20、219番21、220番1、220番2、221番1、221番2、222番、223番、231番1、231番2、231番3、231番4、232番、233番、234番、235番、236番1、236番2、237番、238番1、238番2、241番、242番1、242番2、243番、244番1、244番2、249番、250番、251番、252番1、252番2、253番、254番、255番1、255番2、256番、257番、259番、276番3、乙39番、乙42番1、乙42番2、乙42番3、乙42番4、乙43番、乙52番4、乙53番1、乙53番2</p> <p>字青井谷350番1、350番2、351番、352番、353番、357番1、357番2、358番1、358番2、358番3、359番、360番、361番、362番、380番1、380番2、380番3、380番4、380番5、380番6、380番7、380番8、381番1、381番2、381番3、381番4、381番5、381番6、381番7、381番8、乙78番2、乙80番</p> <p>字池浦1234番、1235番、1236番1、1236番2、1237番、1238番、1239番1、1239番2、1240番、1241番、1242番、1243番1、1243番2、1244番、1245番1、1245番2、1246番、1247番、1248番、1249番、1250番、1251番1、1251番3、1251番4、1251番5、1251番6、1251番7、1252番1、1252番2、1252番3、1252番4、1252番5、1252番6、1252番7、1252番8、1252番9、1252番10、乙325番6</p> <p>字権田谷427番、428番3、428番4、428番5、430番1、430番2、430番3、430番4、乙84番4、乙96番1</p> <p>字土井原347番1、347番2、347番3、347番4、乙68番3</p> <p>以上171筆のそれぞれの地番の全部又は一部</p>	政令第13条の2第1号

香産-21	三豊市山本町河内字蟻ノ股1868番1	政令第13条の2 第1号
香産-22	坂出市府中町字笹谷6209番1の一部、6209番6の一部、6209番7の一部、6209番12番の一部	政令第13条の2 第1号
<p>備 考</p> <p>1 所在地は、平成20年10月6日現在において有効な地番とする。</p> <p>2 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。</p> <p>3 指定区域ごとの帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。</p>		